

保健支援業務事業別仕様書
(令和6年度～令和8年度)

令和6年2月

健康福祉部

目次

1. 検診受診票等確認業務	1 ページ
2. 国保保健事業実施業務	2 ページ
3. 特定保健指導業務	4 ページ

1. 検診受診票等確認業務仕様書

(健康増進課)

1 業務の趣旨

がんや生活習慣病の発症および重症化を予防する対策の一環として実施するがん検診等に係る業務の遂行により、がん検診の精密検査受診率の向上を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 受診票等確認業務

ア がん検診業務

検診の種類：胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診

(ア) 受診券、受診票の確認作業を行うこと。

(イ) 受診者への結果通知（医療機関から結果通知できていない場合のみ）を行うこと。

(ウ) 精密検査結果通知書の確認作業を行うこと。

イ 骨粗鬆症、歯周病検診業務

上記 (1) ア (ア) と同様

ウ 肝炎ウイルス検査（山口県肝炎ウイルス検査）、医療保険未加入者検診業務 受診票の確認作業を行うこと。

(2) 精密検査未受診勧奨業務

検診の種類：胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診

(ア) 1次検診医療機関への確認作業を行うこと。

(イ) 受診者への確認及び受診勧奨を行うこと。

(3) 県への健康診査等の報告に関する業務

検診結果からがん・がん疑いを選別し報告を行うこと。

3 実施場所

宇部市琴芝町二丁目1番10号

宇部市保健センター 「健康増進課」内

4 業務時間

- ・平日 8時30分から17時15分（月10日程度）
- ・休業日 土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

5 業務の実施に必要な資格等

- ・看護師免許
- ・普通自動車運転免許
- ・パソコン（Word、Excel）で資料作成ができること

2. 国保保健事業実施業務仕様書

(保険年金課)

1 業務の趣旨

国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に国保保健事業を実施する。

2 業務内容

宇部市国民健康保険第三期データヘルス計画 兼 第四期特定健康診査等実施計画に基づく事業の実施・評価を行う。

(1) 特定保健指導未利用者対策事業

特定保健指導の利用勧奨及び未利用者の理由の把握・分析を行い、その理由に応じた利用勧奨を行うことにより、特定保健指導の実施率向上を図ること。

ア 特定保健指導未利用者へ電話・通知等による利用勧奨

イ 未利用者の理由を把握し、分析

ウ 分析の結果対応策を検討し、特定保健指導率向上に向けて実施

(2) 糖尿病未治療者受診勧奨事業

特定健診の結果、血糖値が受診勧奨値を超えている人に対して糖尿病の治療状況を確認し、保健指導を行うこと。また、医療機関への受診が必要な人への受診勧奨及び再勧奨等を行うこと。

ア 特定健診結果の説明

イ 未治療者に対して電話・通知等による受診勧奨

ウ 受診勧奨判定値を超えているが、医師の判断により治療開始とならなかった人に対しては、保健指導を実施

(3) 糖尿病治療中断者受診勧奨事業

以前、糖尿病で受診していたが、治療が中断している人に対して状況を確認し、医療機関への受診が必要な人への受診勧奨を行うこと。

ア 対象者への文書通知

イ 上記アの文書通知後、電話で状況を確認（受診中断の理由、現在の体調等）、電話での受診勧奨の実施

(4) 早期介入保健指導事業

若年者（40歳未満）に対して内臓脂肪型肥満等に着目した保健指導を実施し生活習慣病の発症予防をはかること。

ア 健診結果の説明

イ 生活習慣病予備軍に対して保健指導を実施

ウ 継続的に健診を受診するための動機づけを実施

(5) 生活習慣病予防事業

特定健診の結果、保健指導域以上の者等への結果説明及び保健指導を実施すること。また、医療機関への受診が必要な方への受診勧奨を行うこと。

ア 特定健診結果の説明

イ 特定健診結果に基づき生活習慣病発症予防に向けた保健指導を実施

ウ 受診勧奨判定値を超えている者等への受診勧奨

(6) 健康相談

幅広い年齢層を対象として健康相談や個々の抱える健康課題について相談を実施すること。

ア 生活習慣病等の疾病別健康相談

イ 健診結果の説明

(7) その他国保保健事業

その他必要な事業を実施すること。

(8) その他注意事項

国保保健事業の実施にあたり使用する資料(テキスト等)は受託者において用意すること。

3 実施場所

宇部市琴芝町二丁目1番10号

宇部市保健センター「健康増進課」内

4 業務時間

- ・平日 1日7時間勤務(8時30分から17時15分までの間の7時間)
- ・休業日 土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)
※総合集団健診日(15日間)は除く。

5 業務実施に必要な資格等

- ・指導の実施に関する業務については、医師、保健師、管理栄養士、看護師、その他専門的知識及び技能を有する者
- ・パソコン(Word、Excel)で資料作成ができること
- ・普通自動車運転免許

3. 特定保健指導業務仕様書

(保険年金課)

1 業務の趣旨

対象者が自ら健康状態を自覚し、メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣の課題に気づき、改善に向け、特定健康診査（以下「特定健診」という。）利用を含めた生活習慣への自主的な取り組みを継続できるように、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）に基づき特定保健指導を実施する。

2 業務内容

(1) 有効期間

この業務の有効期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間内に実施する特定保健指導に限り、当該指導の終了する日までを有効期間とする。

(2) 特定保健指導の実施

市が選定した対象者に特定保健指導を実施する。

なお、特定保健指導の実施目標者数（終了者数ベース）は次のとおりとする。

動機付け支援	300人
積極的支援	50人

ア 特定保健指導プログラムの作成

実施基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「特定保健指導の実施方法」及び「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」に準じたプログラムを作成すること。

イ 対象者データの提供

(ア) 対象者の情報は、市から電子データで提供する。

(イ) 特定保健指導支援計画及び実施報告等の提出に必要な特定保健指導利用券番号は、市が利用券により受託者に通知する。

ウ 申込受付及び勧奨

(ア) 受託者は、対象者へ特定保健指導の案内を送付する。

(イ) 対象者から申込みを直接受け付け、会場・日程の調整を行う。

(ウ) 案内送付後10日以内に申込みのない者に対しては、申込みの勧奨を行う。なお、勧奨方法は、事前に市と協議し決定すること。

エ 特定保健指導の実施方法

(ア) 対象者の行動目標を達成するために必要な介入、支援等をまとめた特定保健指導計画を初回面接の中で作成する。

(イ) (ア) で作成した支援計画に基づき、保健指導を行う。

(ウ) 積極的支援は、厚生労働大臣が定める実施方法に掲げるポイントの算定及び要件に基づき、180ポイント以上の支援を実施すること。

(エ) 初回時は、面接（個別又はグループ）での支援とする。継続的支援及び実績評価は、電話や電子メール等の通信による支援も可とする。

(オ) 保健指導の実施会場は、会場確保が必要な場合、受託者及び発注者相互で調整し会場を確保する。会場設営や片付け、受付業務は受託者が実施する。

(カ) 途中脱落防止のために、電話連絡等の対策を講じること。なお、継続的な支援後、評価に至らないことを確定させる場合は、3回以上の確認作業を要することとする。

オ 国保資格及び対象要件の確認

宇部市国民健康保険の資格（以下「国保資格」という。）及び対象要件の確認について、次のとおり行うこと。

(ア) 初回面接時

国保資格を有すること及び保健指導の対象者であることを、利用者が持参する被保険者証及び市が提供した利用券で必ず確認すること。

(イ) 継続的な支援及び実績評価時

都度、国保資格を有することを確認すること。

(ウ) 国保資格を喪失した場合の取扱い

保健指導の申込みから初回面接までの間や、支援の途中で国保資格の喪失が判明した場合は利用者に説明した上で支援を中止すること。ただし、やむを得ない場合の取扱いは市と別途協議することとする。

カ 調整会議

保健指導の質の向上や発注者と連絡調整のため、2か月に1回程度会議を提案し、開催すること。

(3) その他注意事項

ア 特定保健指導の実施にあたり使用する資料(テキスト等)は受託者において用意すること。

イ 特定健診・特定保健指導機関届を支払基金に申請すること。また、山口県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に特定保健指導費用の請求及び受領に関する届を提出すること。

ウ 特定保健指導実施者名簿を毎月市に提出すること。

3 委託料

特定保健指導に係る委託料は単価契約（完全従量制）とする。

(1) 委託料の算定

委託料は、各支援段階に応じ次のア～ウのとおり算定することとする。なお、算定の際に生じた1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

ア 初回面接

（積極的支援） 委託料の単価に40%を乗じた金額とする。

（動機付け支援） 委託料の単価に80%を乗じた金額とする。

イ 実績評価

（積極的支援） 委託料の単価に60%を乗じた金額とする。

（動機付け支援） 委託料の単価に20%を乗じた金額とする。

ウ 継続的な支援（積極的支援） 実施中に脱落した場合

積極的支援の委託料の単価に50%を乗じた金額を継続的な支援全部に係る委託料とする。各支援の委託料はそれに実施した継続支援のポイントを実施計画上の継続支援のポイントと除して算出した割合を乗じて行う。

$\text{委託料単価} \times 50\% \times \text{実施したポイント} / \text{支援計画のポイント} \text{ (180ポイント以上)} = \text{各支援の委託料}$

(2) 請求方法及び時期

特定保健指導の実施区分及び実施段階に応じ、(1)に示す支払条件に基づき市の委託を受けて決済を代行する国保連に請求するものとする。

受託者は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と受託者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、もしくはCD-R）を翌月5日までに提出する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合はその翌日を期限とする。

受託者には電子データを処理した月の翌月25日を基本とし、国保連を通じて委託料を支払うものとする。

4 実施場所

宇部市琴芝町二丁目1番10号
宇部市保健センター「健康増進課」内

5 業務時間

特定保健指導に要する時間 随時

6 業務実施に必要な資格等

- ・ 医師、保健師又は管理栄養士
※「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2参照
- ・ パソコン（Word、Excel）で資料作成ができること
- ・ 普通自動車運転免許